

議第 36 号

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例について

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例を別紙のとおり定める。

令和元年 9 月 2 日提出

下呂市長 服 部 秀 洋

提 案 理 由

消費税増税が令和元年 10 月 1 日に実施されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成 12 年政令第 16 号)に定める手数料の標準額の一部改正が行われるため、当該条例の一部を改正するもの。

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例

下呂市消防関係手数料条例（平成16年下呂市条例第147号）の一部を次のように改正する。

改 正 後				改 正 前				
別表（第2条関係）				別表（第2条関係）				
事務の種類	事務の内容	区分	手数料の額	事務の種類	事務の内容	区分	手数料の額	
一 法に 規定 する 製造 所、 貯蔵 所及 び取 扱所 に関 する 事務	1の項（略）			1の項（略）				
	2 法第	製造所の部（略）			2 法第	製造所の部（略）		
	11条第 1項前 段の規 定によ る設置 の許可	貯蔵所	屋内貯蔵所の項～特定屋外タンク貯蔵所 浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるもの に係る特定屋外タンク貯蔵所（次の欄において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。） 、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるもの に係る特定屋外タンク貯蔵所（次の欄において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。） 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の部（略）		11条第 1項前 段の規 定によ る設置 の許可	貯蔵所	屋内貯蔵所の項～特定屋外タンク貯蔵所 浮き屋根を有する特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるもの に係る特定屋外タンク貯蔵所（次の欄において「浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所」という。） 、浮き蓋付きの特定屋外貯蔵タンクのうち総務省令で定めるもの に係る特定屋外タンク貯蔵所（次の欄において「浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所」という。） 及び岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所を除く。）の部（略）	
		浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの の項・危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上1万 キロリットル未満のもの の項（略）			浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が 1,000キロリットル以上5,000 キロリットル未満のもの の項・危険物の貯蔵最大数量が 5,000キロリットル以上1万 キロリットル未満のもの の項（略）	
		特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,590,000</u> 円		特定屋外タンク貯蔵所	危険物の貯蔵最大数量が1万キロリットル以上5万キロリットル未満のもの	<u>1,580,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,950,000</u> 円			危険物の貯蔵最大数量が5万キロリットル以上10万キロリットル未満のもの	<u>1,940,000</u> 円
			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,270,000</u> 円			危険物の貯蔵最大数量が10万キロリットル以上20万キロリットル未満のもの	<u>2,260,000</u> 円

改正後				改正前			
			危険物の貯蔵最大数量が20万 キロリットル以上30万キロ リットル未満のもの項～危険物 の貯蔵最大数量が40万キロ リットル以上のものの項 (略)				危険物の貯蔵最大数量が20万 キロリットル以上30万キロ リットル未満のもの項～危険物 の貯蔵最大数量が40万キロ リットル以上のものの項 (略)
			岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の 部～屋外貯蔵所の項 (略)				岩盤タンクに係る屋外タンク貯蔵所の 部～屋外貯蔵所の項 (略)
			取扱所の部 (略)				取扱所の部 (略)
		3の項～8の部 (略)				3の項～8の部 (略)	
	二の部～五の部 (略)					二の部～五の部 (略)	

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和元年10月1日から施行する。

(適用区分)

- 2 改正後の下呂市消防関係手数料条例別表の規定は、令和元年10月1日以降に申請する手数料について適用し、同日前の手数料については、なお従前の例による。

【参考資料】

下呂市消防関係手数料条例の一部を改正する条例要綱

1. 改正理由

消費税増税が令和元年10月1日に実施されることに伴い、地方公共団体の手数料の標準に関する政令(平成12年政令第16号)に定める手数料の標準額の一部改正が行われるため、当該条例の一部を改正するものです。

2. 概要

- (1) 下呂市消防関係手数料条例における手数料については、浮き屋根式特定屋外タンク貯蔵所及び浮き蓋付特定屋外タンク貯蔵所の設置の許可に係る、手数料を改めます。

(別表関係)

- (2) この条例は、令和元年10月1日から施行します。

(附則第1項関係)

- (3) 改正後の手数料は、令和元年10月1日以降の申請に係る手数料に適用し、それ以前の申請に係る手数料については、従前のおりとします。

(附則第2項関係)